

GoTo秘境三好市観光滞在バス旅行助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人三好市観光協会(以下「観光協会」という。)が実施するGoTo
秘境三好市観光滞在バス旅行助成事業に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付につい
て、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 三好市内への企画旅行を実施する旅行会社に対する助成を行うことにより、コロナ禍で落
ち込んだ旅行の需要喚起をはかることを目的とする。

(助成対象)

第3条 第4条の要件を満たし、三好市への旅行を実施した旅行業法第3条の規定に基づく登録を
受けている旅行会社に対して、予算の範囲内で助成を行う。

(助成要件)

第4条 以下の要件を満たし、事前に観光協会に助成金を申請し、会長が承認した貸切バスを利
用した募集型企画旅行及び受注型企画旅行(教育旅行も含む。)を対象とする。

また、「みんなで！とくしま応援割」及び「徳島観光すいすい(貸切バス料金)助成」との併用を可能
とする。

(1) 令和4年5月16日(月)から令和4年9月30日(金)までの間に、三好市内の宿泊施設(旅館
業法第2条に規定された旅館業を営む施設)に宿泊し、三好市内の観光施設2か所以上利
用すること。もしくは、日帰りで三好市内の観光施設3か所以上利用すること。

(2) 貸切バス1台あたりの構成人員が、10名以上であること。

※構成人員は乗務員、添乗員は含まないものとする。

(3) 旅行の出発及び帰着は中国・四国・近畿エリアとする。

(4) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

(ア) 企画された旅行が三好市への観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を

目的とするもの)、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。

(イ)発注元が宗教・政治を目的とする団体。

(ウ)その他、会長が不相当と認めるもの。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、大型バス1台(1行程)につき4万円、中型バス・マイクロバス1台(1行程)につき3万円とする。但し、「みんなで!とくしま応援割」及び「徳島観光すいすい(貸切バス料金)助成」を併用した場合には、総旅行代金からそれらの助成金を差し引いた額が、当助成の交付設定額以下になる場合は、その額を交付額とする。その他の助成金の併用は不可とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を会長に郵送等で提出するものとする。ただし、交付できる貸切バスの台数は、1事業所につき10台を限度とする。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否を決定し様式第5号で申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更・中止承認申請)

第8条 申請者は、旅行の内容を変更する場合、又は設定した全ての旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(様式第6号)を提出し、会長の承認を受けるものとする。ただし、助成金の額の変更を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 申請者は、旅行終了後14日以内に実績報告書(様式第2号)、宿泊及び施設利用証明書(様式第3号)を会長に郵送等により提出すること。なお、ツアーを複数設定している場合は、最

後に催行したツアー終了後に提出すること。また、請求書(様式第4号)も併せて提出すること。
なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したとして取り扱う場合がある。

(助成金の交付)

第10条 会長は、第9条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、報告者に通知するとともに助成金を交付する。

(助成金交付決定の取り消し)

第11条 助成金の交付決定後、若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定(確定)を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとする。

(実施内容の変更等)

第12条 観光協会は、三好市の補助金交付の可否等の予算上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、本業務について、実施内容を変更または中止することがある。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は令和4年4月18日から施行する。

<書類送付先・お問い合わせ先>
一般社団法人三好市観光協会
〒778-0003
徳島県三好市池田町サラダ1893-1
TEL 0883-70-5804 FAX 0883-70-5805